



入門テキスト

効率的な知識の定着を追求し続け、
実績とともに進化するテキスト

第3章 特許要件 ■ 15

第3章 特許要件

目次

- 第1節 概説
- 第2節 産業上利用可能性
- 第3節 新規性
- 第4節 進歩性
- 第5節 新規性喪失の例外
- 第6節 先願
- 第7節 拡大された範囲の先願の地位（準先願）
- 第8節 不特許事由

本章で学ぶこと

発明
出願
公開
審査
特許権
不服

出願人の手続
補正
分割
変更
国内優先権 等

特許出願

特許要件
不特許事由

特許法の保護対象は発明ですが、発明であれば必ず特許が受けられるとは限りません。本章では、特許を受けるために発明がクリアしなければならない一定の条件（特許要件）について学習します。

キーワード

産業上利用することができる 新規性 公知 公用 文献公知 刊行物
電気通信回線 進歩性 当業者 新規性喪失の例外 先願 協議
拡大された範囲の先願の地位（準先願）

LEC東京リーガルマインド 弁護士

1 アウトライン

これから学ぶテーマの位置づけを簡潔な図で明確にしています。これによって、俯瞰的にテーマを把握できるので、条文の理解が進みます。

2 キーワード

ポイントとなるキーワードを章の始めに提示してあるので、学習を進める上での指針が明確になり、効率よく知識を定着させることができます。

3 事例

これから学ぶことがどのような場面で問題となるか、節の始めに具体例が掲載されています。そのため、とくく抽象的になりがちな知的財産の問題を身近に感じながら勉強することができます。

4 用語説明

法律では独特の用語が使われます。そこで、初めて法律を学習する受講生の方が無理なく法律用語を理解できるように、簡潔でわかりやすい用語説明の欄を設けました。

第3章 特許要件 ■ 17

第2節 産業上の利用可能性

1. 総説
2. 規定の説明

事例

医師甲は、新しい心臓蘇生法Xを発明しました。心臓蘇生法Xを使用した場合、従来の心臓蘇生法を使用した場合に比べて救命率が著しく向上することが証明されています。医師甲は、新しい心臓蘇生法Xについて特許を受けることができるでしょうか？

1. 総説
(1) 定義
「産業上利用することができる」（29条1項柱書¹⁾とは、発明が一般産業として実施できる性質を有するものであることをいう。
(2) 趣旨
法は、発明の保護と利用のもと、産業の発達に寄与することを目的とする（1条）。ここで、発明が産業の発達に寄与するのは、発明が利用されることにより技術の累積的進歩・発展を促し、業（ぎょう）として実施されることにより産業活動を刺激するからである。
したがって、発明として成立しても発明が産業活動の中で実施できない場合、あるいは産業以外の分野だけで利用される場合は、法目的達成に寄与するところがなく、保護価値は存在しない。
そこで、法は、発明の新規性・進歩性の要件と離れて、直接に発明が産業上利用できることを特許要件の1つとして規定し、産業として利用できない発明を保護対象から排除することとしている。

用語説明
* 1 柱書
ある条又は項の中に、第1号、第2号等というように号の列記がある場合に、その各号として列記されている部分以外の部分を「柱書」という。

LEC東京リーガルマインド 弁護士

短期合格実現のために進化するテキスト

- LEC入門講座で使用されるテキストは、必要な情報が過不足なく盛り込まれており、かつ、それがわかりやすく整理されているので、短期合格のための理想的なツールとなっています。
- 弁理士試験の対象である知的財産法は、一般的に馴染みが薄く、初学者にとっては理解することが難しい法律と言えます。この点、LECが提供する弁理士試験教材は、図解やアドバイス等を多く用いて解説されて

- いるので、初学者にとってわかりやすいだけでなく、合格レベルの実力を十分に身につけることができる内容になっています。
- さらに、本試験の傾向に沿った構成にすることで、本試験への対応力を養うことができるようになっています。
- LECが多くの弁理士試験短期合格者を輩出している理由がオリジナルテキストに凝縮されているのです。